

令和5年度

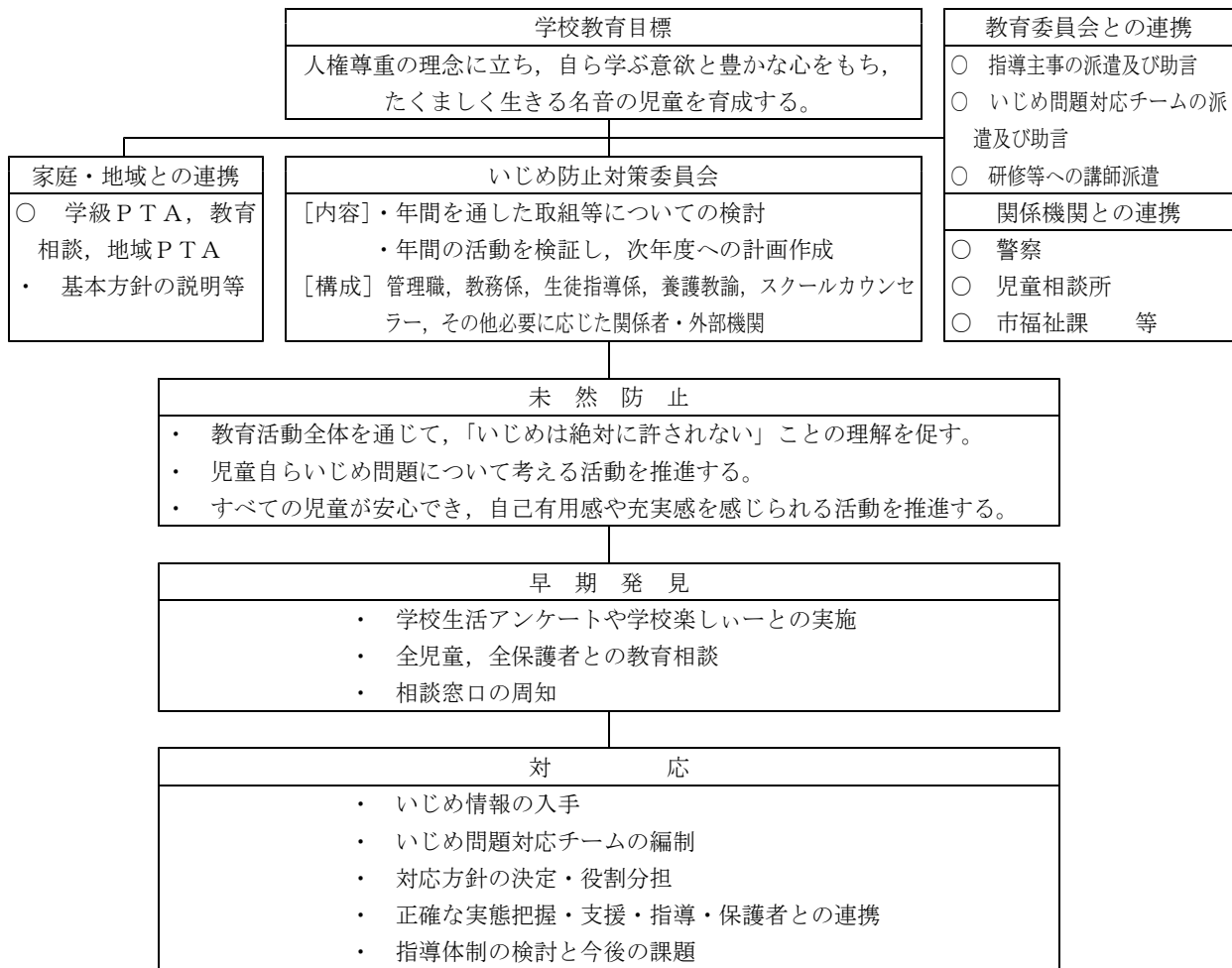
名音小学校いじめ防止基本方針

大和村立名音小学校

目 次

1	名音小学校いじめ防止基本方針全体計画	1
2	いじめの防止対策に関する基本理念	2
3	いじめの定義	2
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの対処	5
5	いじめ問題等への基本的な対応の流れ	6
6	「いじめ解消」の定義	10
7	重大事案への対応について	10
(1)	重大事態の発生と緊急対応	10
(2)	その他の留意事項	11
8	いじめ防止等の年間計画	12

1 名音小学校いじめ防止基本方針全体計画



月	行事等	実態把握	教育相談等	その他
4	・いじめ問題を考える週間	・学校楽しいーと (4/13)	・家庭訪問	・いじめ防止対策委員会 (いじめ防止基本方針確認・いじめ対策必携確認等) ・生徒指導に関する校内研修
5		・いじめアンケート(5/11)		
6		・いじめアンケート(6/8)	・教育相談旬間	・人権に関する校内研修
7		・いじめアンケート(7/6) ・児童・保護者アンケート ・学校評価共通理解		・学校評議員会
8				・いじめ防止基本方針点検 ・人権に関する校内研修
9	・いじめ問題を考える週間	・学校楽しいーと(9/7)		・いじめ防止対策委員会
10		・いじめアンケート(10/5)		
11	・心の教育の日	・いじめアンケート(11/9)	・教育相談旬間	・人権に関する校内研修
12	・人権週間 ・人権教室 ・人権集会	・いじめアンケート(12/7) ・児童・保護者アンケート		・学校評議員会
1	・いじめ問題を考える週間	・学校楽しいーと (1/11)		・いじめ防止対策委員会
2		・いじめアンケート(2/8)	・教育相談旬間	・いじめ防止基本方針点検
3				・学校評議員会 ・次年度への引き継ぎ

2 いじめの防止対策に関する基本理念

いじめは、子供の人権に関わる重大な問題であり、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、児童は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

3 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号) 以下同じ
(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、被害を受けた児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意することが必要である。ただし、厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちに学校いじめ対策組織へ情報共有しなければならない。

【具体的ないじめの態様（例）】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品をたかられる。
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ くつを隠される。
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、組織的・継続的な取組が必要である。

- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 道徳科の授業や、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点や児童を取り巻く環境等にも着目し、関係機関と連携して解決に向けた取組を進める。
- いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- 「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくりに努める。
- 学校として特に配慮が必要な以下の児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童
 - ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・ 被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

(2) いじめの早期発見

(いじめの早期発見の措置)

- 第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
 - 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
 - 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものも徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。さらに、例えば転入学やクラス替えな

どの児童を取り巻く周囲の環境が大きく変わる場合には、ささいな変化に気付くことができるよう、より一層の注意が必要である。

いじめを認知する際の留意点として、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。この場合、微かなサインに気付くための「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」の質問紙を活用するなど、児童の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行うことも有効である。

ただし、このことは、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、

組織的な対応を行うことが必要である。これに関連して、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。なお、法第26条では、「市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。」と定めており、一定の教育的配慮の下に、適切な運用が必要である。また、市町村の教育委員会は、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、地域の実情に応じ、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することが求められる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものなどが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめ問題等への基本的な対応の流れ

いじめ情報の入手

→ 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

— 情報収集の内容 —

- 誰が誰をいじめているのか。【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか。【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。【内容】
- いじめのきっかけは何か。【背景と要因】
- いつ頃から続いているのか。【期間】

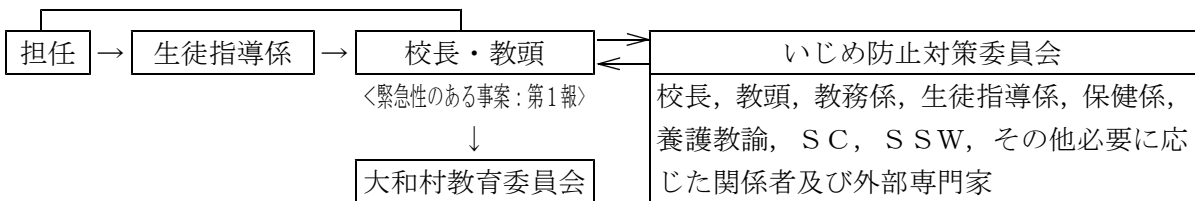
— 情報収集の手段 —

<input type="checkbox"/> いじめアンケート	<input type="checkbox"/> 保護者との連携	<input type="checkbox"/> 民生委員との連携
<input type="checkbox"/> 生活の記録	<input type="checkbox"/> 日常生活の観察	<input type="checkbox"/> 児童との会話
<input type="checkbox"/> 教育相談	<input type="checkbox"/> 養護教諭との連携	<input type="checkbox"/> SCとの連携

— 情報入手の留意点 —

- 客観的事実を整理する。
- 「いじめはない」などの個人的な解釈で看過しない。
- 他の教師からの情報収集を積極的に行う。
- 教師のいじめ問題解決に向けた強い意志を示す。

いじめ問題対応チームの編制



対応方針の決定・役割分担

対応方針会議での協議内容

- 緊急度の確認（命に関わる可能性があるか）
- 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討）
- 具体的な指導方針の検討（役割分担、支援チームの構成）
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- 保護者への対応
- 関係機関との連携の方向性

対応を相談

村教育委員会

役割分担

【担任・生徒指導係・教頭】

- ・ いじめを受けた児童の事情聴取と支援
- ・ いじめた児童の事情聴取と指導

指示↑ ↓報告

校長

【教頭】

- ・ 保護者への対応
- ・ 関係機関への対応
- ・ 教育委員会へ対応方針について連絡・相談

【生徒指導係】

- ・ 周囲の児童と全体への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

児童

- いじめを受けた児童、いじめた児童、周囲にいる者から個別に聴き取りを行う。
- いじめの状況やきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- 事情聴取は、被害者、周囲にいる者、加害者の順に行う。
- 情報の食い違いが無いよう、複数の教師で確認しながら聴取を進める。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教頭が同行し担任が保護者に説明する。

保護者

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

具体的な対応の仕方

<いじめられた児童への基本的な関わり方>

- 児童の安全確保に留意して安心させるとともに、児童との信頼関係を築く。
- 児童の話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- 具体的支援については、本人の意思を尊重し、意向を確認しながら進める。

<いじめられた児童への対応>

- いじめられた児童を守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- つらさや悔しさ等の気持ちを温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を

一緒に考える。

- 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- 自己肯定感を回復できるように、学級にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。

<いじめられた児童と個別面談を行う際の留意点>

- 秘密が守られる環境を用意する。
- 焦らず、せかさず、共感的に接する。
- 心の整理をする時間を確保する。
- これまで耐えてきたことを肯定的に受け止める。
- 教師は味方であるとの関係づくりから始め、心のケアを最優先する。

<いじめた児童への基本的な関わり方>

- いじめる行為は、生命に関わる重大なことであり、決して許されないという毅然とした態度で臨む。
- いじめられた児童の心の痛み気付かせながら、いじめた気持ちや状況等を受容的、共感的な態度で聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- 心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。
- 解決を急ぐあまり、不満や遺恨を残して陰湿化や潜在化することがないように注意深く継続的に指導する。

<いじめた児童への対応>

- いじめられた児童の心理的・身体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。また、自ら反省し、謝罪したいという気持ちが抱けるようになるまで個別指導を継続する。
- 当事者の情報と周りの児童から収集した情報を整理し、実態を把握する。
- 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- 何がいじめであるのか等のいじめの定義や内容等についてしっかり理解させる。
- 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続する。
- 場合によっては、警察等との協力や出席停止の措置をとる。
- いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時必要な指導を行う。

<いじめた児童と個別面談をする際の留意点>

- 「開き直り」に対応する。
暴力行為を「遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合のよい方向に言いくるめようとすることもある。終始、毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である。」という姿勢を貫くことが大切である。
- 「いじめられた児童にも非がある。」と認めてはならない。
「確かにいじめられた子供にも非があるよね。」と認めてはならない。「〇〇さんもしたから、自分は悪くない。」と自分に都合のよい方向に解釈する場合もある。
- 「いじめ」という抽象的な言葉を使わずに、具体的に指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ。」などと、自分の都合のよいように取り繕う児童もいる。「もし、自分の物が無くなったり、他の人に使われていたりしたら、

あなたは どう思う。」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる。」というように、具体的な行為に焦点を当て、それはいけない行為なのだと指摘する。

<いじめられた児童の保護者への対応>

- 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実を伝える。
- 学校が把握している事実や経緯を隠さずに伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 学校として児童を守り通すことを伝える。
- 家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- 緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出があった場合は、柔軟に対応する。

<いじめた児童の保護者への対応>

- 責めるのではなく、事実を伝え、いじめられた児童やその保護者や気持ちに共感できるようにする。
- 「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 担任等が仲介役となり、いじめられた児童の保護者と協力していじめを解決するために、保護者同士が理解し合うように要請する。
- 児童のよりよい成長を促すため、今後の関わり方等を一緒に考え、具体的な助言を継続して行う。

<傍観者への対応>

- いじめられた児童の気持ちについて話し合い、いじめは人命に関わることで、絶対に許されない行為であることを指導する。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等を理解した上で、互いの個性や人権を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- いじめを訴えることは告げ口ではなく、正義に基づいた勇気ある行為であることを指導する。

指導体制の検討と今後の対応 →

集められた情報から状況を分析し、事実関係の確認と問題点の明確化を図り、問題解決に向けて計画を立てる。新しい検討事項については、その都度、指導体制を検討するなど、柔軟に対応する。

<いじめ問題対応チームによる対応>

- 学校生活での意図的な観察及び助言【担任、養護教諭】
- 学級担任へのサポート【生徒指導係、管理職】
- 保護者との連携した支援【担任、管理職】
- 関係機関と連携した支援【管理職、SC、SSW】
- 教育委員会へのその後の状況報告【管理職】

6 「いじめ解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童・加害児童の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、あらためて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

7 重大事案への対応について

(学校の設置者又はその設置する学校による責務)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味と事例

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

(法第28条第1項第1号に係る事態)

- ・ 児童が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

<重大事態と扱われた事例>

これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合がある。

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企画した。

- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の児童から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネットで拡散された。

- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

イ 重大事態への対応

(ア) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は直ちに村教育委員会を通じて村長へ報告する。

(イ) 全校体制による緊急対応

「いじめ・不登校対策委員会」は、以下の例示するような対応について緊急対応策を策定し、村教育委員会と連携し、全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A、警察等との連携

(ウ) 村教育委員会との連携

- ・ 情報確認、情報収集、情報処理したことを村教育委員会へ報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察等との連携について要請

(2) その他の留意事項

ア 心のケア

いじめられた児童及びその保護者はもちろん、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心理的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、村教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

いじめられた児童及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。

ウ 調査対象の児童及び保護者に対して

調査によって得られた結果は、分析・整理した上で、いじめられた児童及び保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、村教育委員会と連携を図りながら対応する。

オ いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表し、地域や保護者のいじめ防止への理解と認識を深め、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

カ より実効性の高い取組を実施するため、いじめ対策基本方針が学校の実情に即しているかを「いじめ・不登校対策委員会」で毎学期ごとに点検し、必要な見直しを図る。

キ いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりすることができる体制を確立する。

8 いじめ防止等の年間計画

	いじめ防止等の取組
年間	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 登下校や休み時間等の児童管理及び校内巡視 教育相談（児童・保護者） 巡回相談（大島養護学校） SCとの教育相談 教育相談（第4金曜日8:25～8:40及び随時） SSTの実施（第1, 3金曜日8:25～8:40） 学校の取組発信及びPTAとの情報の共有 学校裏サイト等のチェック 学級活動や児童会活動による話し合い活動や協力
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を考える週間（10～15日） 学校楽しいーと（13日） いじめ防止対策委員会（「いじめ防止基本方針」の共通理解等） 生徒指導に関する校内研修 家庭訪問での情報収集、保護者との共通理解 「いじめ対策必携」の読み合わせと確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート（11日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート（8日） 教育相談旬間（5～16日） 人権に関する校内研修
7月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート（6日） 児童・保護者アンケート（学校評価）実施・集計・分析 学校評議員会
8月	<ul style="list-style-type: none"> 配慮を要する児童への定期的な連絡・家庭訪問 学校評価結果の共通理解 人権に関する校内研修 「いじめ防止基本方針」の点検
9月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を考える週間（4～9日） 学校楽しいーと（7日） いじめ防止対策委員会
10月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート（5日）
11月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談旬間（7～11日） いじめアンケート（9日） 人権教育に関する校内研修
12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間（3～10日） 人権教室（5日） いじめアンケート（7日） 人権集会（9日） 児童・保護者アンケート（学校評価）実施・集計・分析 学校評議員会
1月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を考える週間（9～13日） 学校楽しいーと（11日） いじめ防止対策委員会
2月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談旬間（5～10日） いじめアンケート（8日） 「いじめ防止基本方針」の点検
3月	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員会 次年度への引き継ぎ